

大切なお知らせ

ひとり親世帯でない方へ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の**住民税(均等割)が非課税の方**

② ①のほか、対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象)

- ・令和3年度**住民税(均等割)が非課税の方**
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の**住民税(均等割)が非課税であるものと同様の事情にあると認められる方(家計急変者)**

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター


0120-811-166

(受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 南山城村役場 税住民福祉課

0743-93-0103

(時間: 平日 8:30~17:15)

子育て世帯生活支援特別給付金  で検索

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税**の方

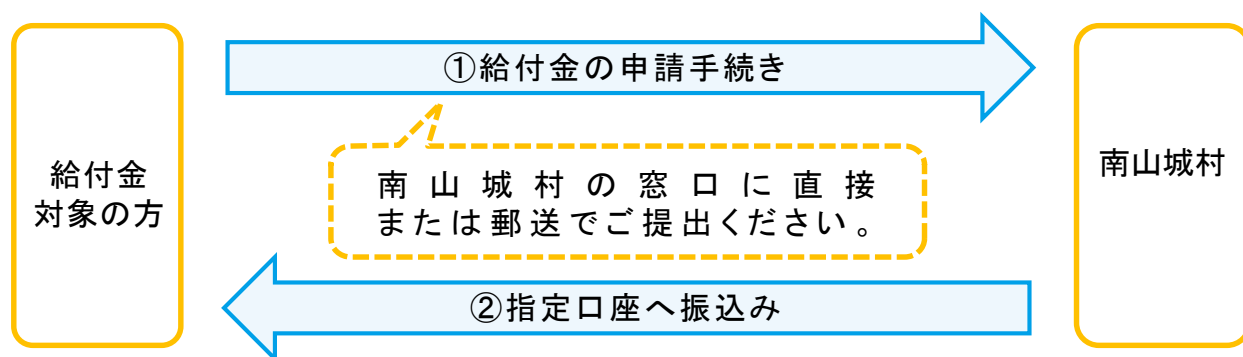
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年7月21日(火)に、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。(予定)

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る場合は、振込指定口座の登録手続きを必ずしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南山城村役場の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。